

平成21年8月14日  
経済産業省

## 外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分(輸出禁止)について

経済産業省は、ホーコス株式会社による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、本日、同法第53条第1項に基づき、同社に対して輸出禁止5ヶ月間の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

### 1. 行政処分について

ホーコス(株)に対し、次の輸出禁止の行政処分を行う。

輸出禁止対象貨物:全貨物(工作機械の部分品及び附属品を除く。)

輸出禁止対象地域:全地域

輸出禁止期間:平成21年8月21日から平成22年1月20日まで  
(5ヶ月間)

### 2. 事件の概要

ホーコス(株)は、平成12年から平成20年にかけて、核兵器の開発等に利用可能な数値制御工作機械(マシニングセンタ等)(注)の輸出に際し、測定データを改ざんし、性能を低く偽ることにより、必要な経済産業大臣の許可を得ずに韓国等へ約650台を輸出した。

(注)高精度の数値制御工作機械は、核兵器の開発等に利用可能なものとして、輸出に際し、経済産業大臣の輸出許可が必要である。

(参考1)ホーコス(株)の外為法違反事件に関しては、平成21年3月に当省は刑事告発を行っており、同年7月、同社並びに社員ら4名の有罪判決が確定している。

(判決)ホーコス(株) : 罰金4,700万円

社員及び元社員(4名): 懲役1年~2年6月(執行猶予3年)

(参考2)ホーコス(株)の概要

社長: 菅田 雅夫

所在地: 広島県福山市草戸町二丁目24番20号

事業内容: 工作機械、環境改善機器、建築設備機器の製造販売

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 飯田

担当者:黒田補佐

電話:03-3501-1511(3271~3274)

03-3501-2800(直通)

安全保障貿易検査官室長 牧野

担当者:宮本補佐

電話:03-3501-1511(3276~3278)

03-3501-2841(直通)